

厚生発 0427 第 2 号
令和 8 年 4 月 27 日

各 { 都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長 } 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令の公布について

民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 85 号。以下「改正省令」といいます。）が本日別添のとおり公布されました。墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号。以下「規則」といいます。）の改正に係る内容は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

記

第 1 改正省令の趣旨

訴状等のオンライン提出を可能とする規定や訴訟記録を原則電子化する規定等が定められた民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 48 号。以下「令和 4 年改正法」という。）が令和 4 年 5 月 25 日に公布され、本年 5 月 21 日から施行される予定である。これに伴い、「判決の正本」「判決の謄本」等を添付書類として求めている行政手続について、令和 4 年改正法の施行後は、過去の紙媒体の判決等と改正後の電磁的記録の判決等が併存することとなることから、紙媒体の規定と電磁的記録の規定を併記する手当をする必要がある。このため、今般、規則について所要の改正を行うものである。

第 2 改正省令の内容

規則第 2 条第 2 項第 2 号中「裁判の謄本」を「裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの」に改める。

第 3 施行期日等

改正省令は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

以上